

特殊関税の制度・手続の見直し

今回答申

不当廉売関税等の特殊関税について、濫用防止や規律強化の必要性と、今後の我が国における発動事案増加の可能性の双方を視野に入れつつ、国民経済全体としてバランスの取れた制度運営を図る観点から、調査の迅速化、手続の透明性の向上等のための見直しを行う。（政令・ガイドラインの改正）

<主な改正項目>

- ・ 「仮の決定」手続の明確化
※ 「仮の決定」とは、暫定措置の前提となる決定。
- ・ 「知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）」適用手続の明確化
※ 「知ることができた事実」とは、調査非協力者に対する事実認定の方法。
- ・ その他、「課税の求め」から調査開始までの手続、価格約束内容の例示、秘密情報の取扱い（公開を前提とした要約例の作成）等

※ 特殊関税とは、不公正な貿易取引や輸入の急増等が生じた場合に、通常の関税に加えて課することができる割増関税であり、不当廉売関税、相殺関税、緊急関税等が関税定率法に定められている。